

平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ショートステイ支援）
宿舎順位のつけ方（宿舎票 様式2-2-※）

「ショートステイ支援」において、支援対象となる宿舎は以下の①～③とします。①を最優先として①～③の順に、予算の範囲内で支援金を交付決定します。

大学等は、宿舎を①～③の各区分に分類し、さらに各区分内で、1位から順に推薦順位をつけてください。

- ①賃貸借契約を締結し居住を開始した宿舎（居住を終了し賃貸借契約期間も終了した宿舎を含む。）
- ②賃貸借契約を締結したが居住者が未定の宿舎
- ③賃貸借契約は未締結だが居住者が確定している宿舎

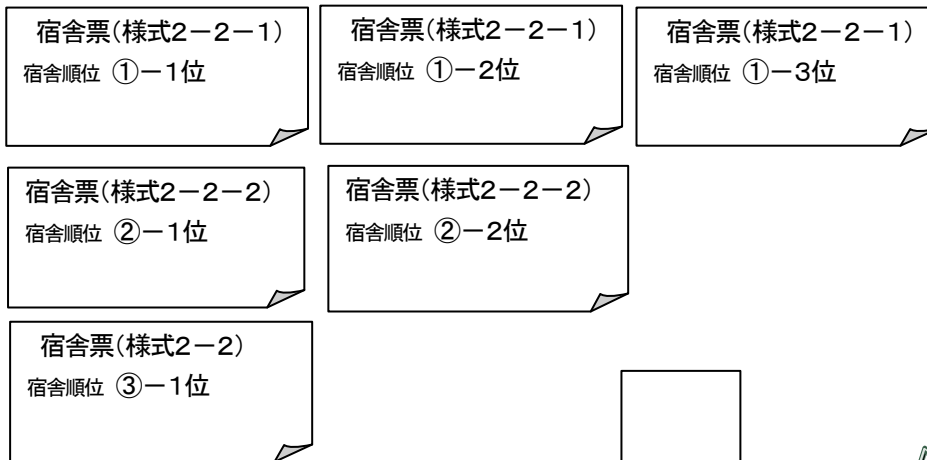
宿舎区分、推薦順位のつけ方

1. 「1. 宿舎順位」に、①～③のいずれかの宿舎区分を記入し、さらに各区分内で、1位から順に推薦順位を記入してください。同区分内で同順位や、1位なしで2位をつけるなど順位をとばさないように注意してください。

1. 宿舎順位

宿舎区分	推薦順位	追加書類提出予定日
①	- 1位	年 月 日

2. 宿舎票は以下のようにまとめてください。



宿舎票を①～③区分の順に並べ、さらに各区分内で1位から順に並べて、宿舎順位が上位の宿舎が一番上にくるようにしてください。

